広報例１　　　　　　　　　　　　　　　　　　広報例２

長崎県の最低賃金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低賃金件名 | | 最低賃金額（1時間） |
| 効力発生日 |
| 長崎県最低賃金 | | **７３７円**  平成29年10月6日 |
| 特定最低賃金 | はん用機械器具、  生産用機械器具製造業 | **８４６円**  平成29年12月14日 |
| 電子部品・デバイス・  電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | **７８５円**  平成29年12月29日 |
| 船舶製造・修理業，  舶用機関製造業 | **８４６円**  平成29年12月15日 |

お問い合わせ先

厚生労働省長崎労働局賃金室　℡095-801-0033



はん用機械器具、

生産用機械器具製造業

平成2９年１２月１４日発効

長崎県最低賃金

平成２９年１０月6日発効

電子部品・デバイス・

電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業

平成２９年１２月２９日発効

船舶製造・修理業，

舶用機関製造業

平成２９年１２月１５日発効

**特定最低賃金**



厚生労働省 長崎労働局 賃金室 　🕿095-801-0033



広報例３

**長崎県の最低賃金**使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 最低賃金件名 | | 最低賃金額（1時間） | 効力発生日 |
| 長崎県最低賃金 | | **７３７円** | 平成29年10月　6日 |
| 特定最低賃金 | はん用機械器具、生産用機械器具製造業 | **８４６円** | 平成29年12月14日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、  電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | **７８５円** | 平成29年12月29日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | **８４６円** | 平成29年12月15日 |

１．１８歳未満又は６５歳以上の者、雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの、清掃、

片付け又は雑役の業務に主として従事する者には長崎県最低賃金が適用されます。

２．その他、特定最低賃金の種類により適用範囲等が異なりますので、詳しくは

長崎労働局賃金室（℡095-801-0033）かお近くの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

